

災害対策組織図

別紙1

設置基準 【地震・津波】 ・市域において震度5弱以上(気象庁発表)を観測したとき ・大阪府域に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ・市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき 【風水害等】 ・府域に強い台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき(注1) ・市域に特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)が発表されたとき ・避難情報(注2)を発令したとき ・市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき (注1) 府域の予想最大風速(陸上)が 30 m /s 以上 気象庁の階級で「強い台風」相当以上 を目安とする。なお、台風時には危機管理監を議長とする警戒体制検討会議を開催して組織体制等を検討する。 (注2) 第4節4-2「表 警戒レベルと防災気象情報、避難情報との関係」における警戒レベル3以上の情報
--



大阪市災害対策本部		
大阪市災害対策本部長 (市本部長)	市長	
大阪市災害対策副本部長 (市副本部長)	副市長	
大阪市危機管理監	危機管理監	
大阪市災害対策本部員 (市本部員)	各所属長(区長を除く。以下同じ)	局長
大阪市災害対策本部連絡員 (市本部本部員)	部長が指名する職員	総務課長
緊急本部員	勤務時間外に市本部が設置される場合、市庁舎及び阿倍野防災拠点へ徒歩等により30分以内に出勤可能な職員から市長が指名する職員	職員数名

設置基準 【地震・津波】 ・市域において震度4(気象庁発表)を観測したとき ・気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、又は巨大地震注意)が発表されたとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき。 【風水害等】 ・府域に台風が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき(注1) ・避難情報(注2)を発令するおそれがあるとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき(注3) (注1) 台風時には危機管理監を議長とする警戒体制検討会議を開催して組織体制等を検討する。 (注2) 「応急・復旧・復興対策計画」第2節2-2「表 警戒レベルと防災気象情報、避難情報との関係」における警戒レベル3以上の情報
--



大阪市災害対策警戒本部		
大阪市災害対策警戒本部長 (市警戒本部長)	危機管理監	
大阪市災害対策警戒副本部長 (市警戒副本部長)	危機管理室長	
大阪市災害対策警戒本部員 (市警戒本部員)	各所属(区を除く。)の庶務担当部長又は防災担当部長もしくはこれらに準じたものから、必要に応じて本部員とする	企画部長